

花園大学情報セキュリティポリシー（令和２年４月１日制定）（抜粋）

第 15 条 実施管理責任者はアカウント管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、管理者権限を持つアカウントを、業務または業務上の責務に即した場合に限定して付与すること。

２ 実施管理責任者は、セキュリティ侵害またはその可能性が認められる場合、利用者に主体認証情報（パスワード）の変更を求め、またはアカウントを失効させることができる。

３ 実施管理責任者は、発行済のアカウントについて、次号に掲げる項目を随時確認し、停止が必要と判断されたときは、速やかにそのアカウントを停止すること。

（１） 利用資格を失ったもの

（２） 当該アカウントを必要とする情報システムの利用がなくなったもの

４ 利用者は情報システムのアクセスに必要な自分の主体認証となるユーザ ID およびパスワードを第三者に貸与、譲渡、漏えいしてはならない。また、それらが容易に目に付く場所に表示するなどして、意図せずに使われることがないように管理すること。

５ アカウントは利用者別に異なるものを付与すること。

６ 全ての利用者は他者のアカウントを使って情報システムにアクセスしてはならない。

７ 部局情報運用担当者は、当該部署が管理する利用者がポリシーに則ってアカウントを利用するよう管理する責任を有する。

８ 部局情報運用担当者は、利用する教職員等に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を情報システムセンターに文書で伝え、アカウントの抹消依頼、変更依頼、新規作成依頼等を行う。

９ 部課メールなど、同じメールアドレスを複数の利用者が使っている場合には、利用者に変更があった時点で、当該課の部局情報運用担当者はメールアクセスのパスワードを変更しなければならない。